

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月6日

【計算期間】 第4特定期間（自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日）

【ファンド名】 円建て分配金確保型ファンド 0807

【発行者名】 シュローダー証券投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【電話番号】 03-5293-1320

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「円建て分配金確保型ファンド 0807」は、日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レートの水準により利子および償還価格が変動する性格を持つユーロ円債を主要投資対象とし、信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに投資元本を確保することを目標に運用を行います。

信託金の限度額は300億円を限度とします。

当ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、単位型投信 / 海外 / その他資産（通貨） / 特殊型（条件付運用型）に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
		その他資産 (通貨)	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

海外

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

その他資産（通貨）

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に通貨を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（条件付運用型）

目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

条件付運用型とは、目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ブル・ベア型
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	条件付運用型
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	その他 ()
その他資産 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

債券 その他債券

目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、参照為替レートの水準により利子および償還価格が変動する性格を持つユーロ円債を主要投資対象とします。

年4回

目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

オセアニア

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

アフリカ

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

中近東(中東)

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型

目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP (<http://www.toushin.or.jp>) をご覧ください

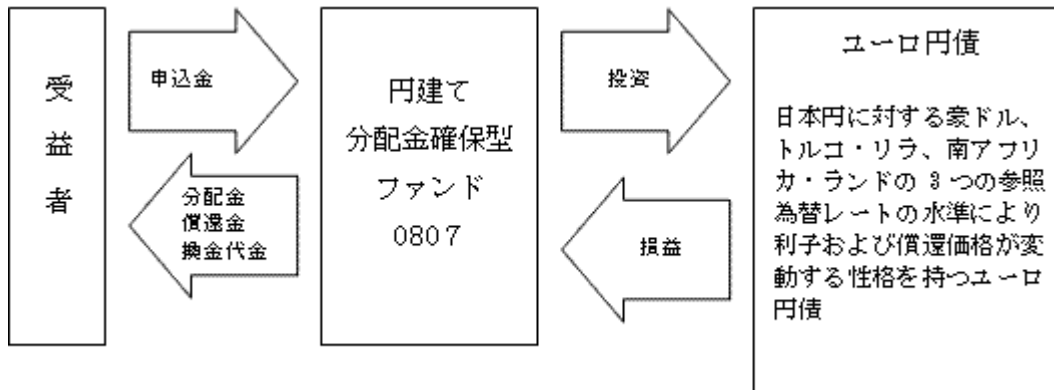
い、

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年7月8日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

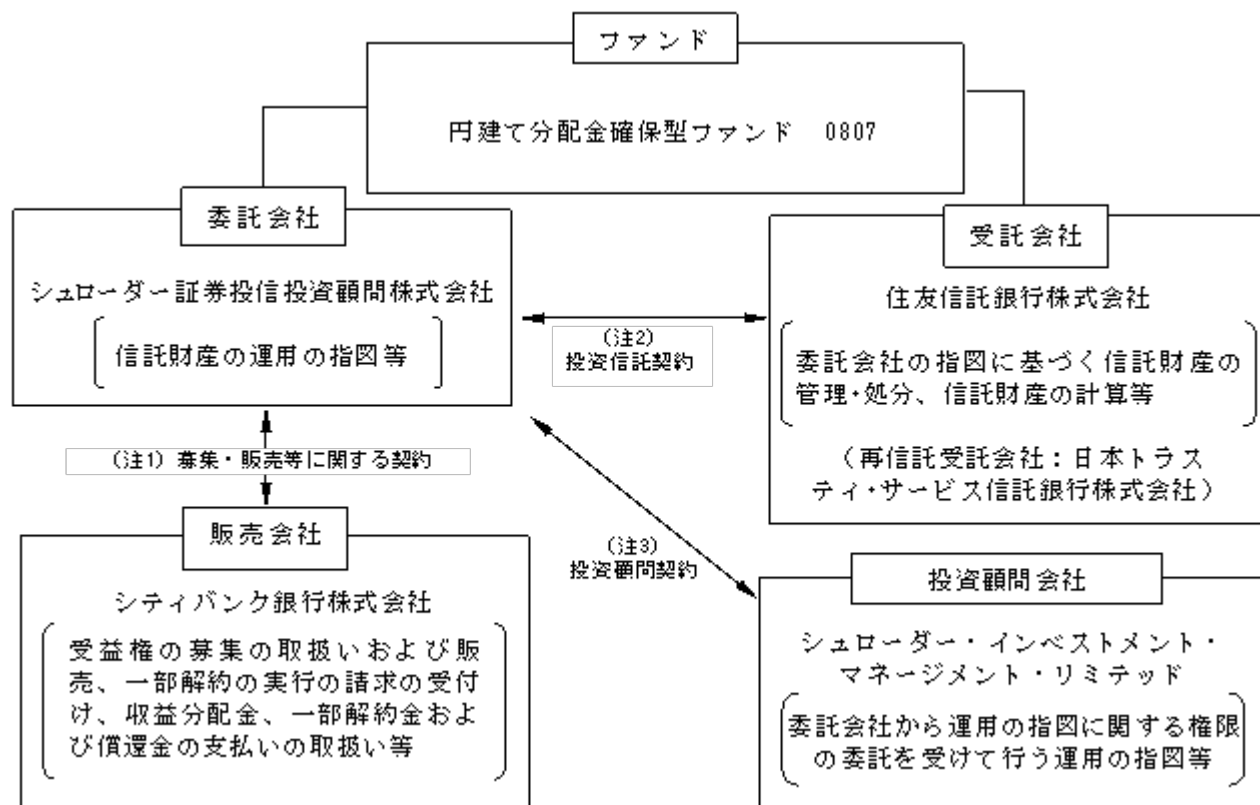
ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

	名称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	シティバンク銀行株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて行う運用の指図等

ファンドの関係法人



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「円建て分配金確保型ファンド 0807 投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

(注3) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で「円建て分配金確保型ファンド 0807」に係る「投資顧問契約書」が締結されます。信託財産の運用指図の権限委託に関する事項、委託会社および投資顧問会社の権利義務に関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成22年7月末現在）

2. 沿革

昭和60年12月10日 (株)シュロージャー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 シュロージャー投信株式会社設立

平成9年4月1日	シュロージャー投信株式会社と(株)シュロージャー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社設立
平成19年 4月 3日	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

(平成22年7月末現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー(注)	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラーン	9,800株	100%

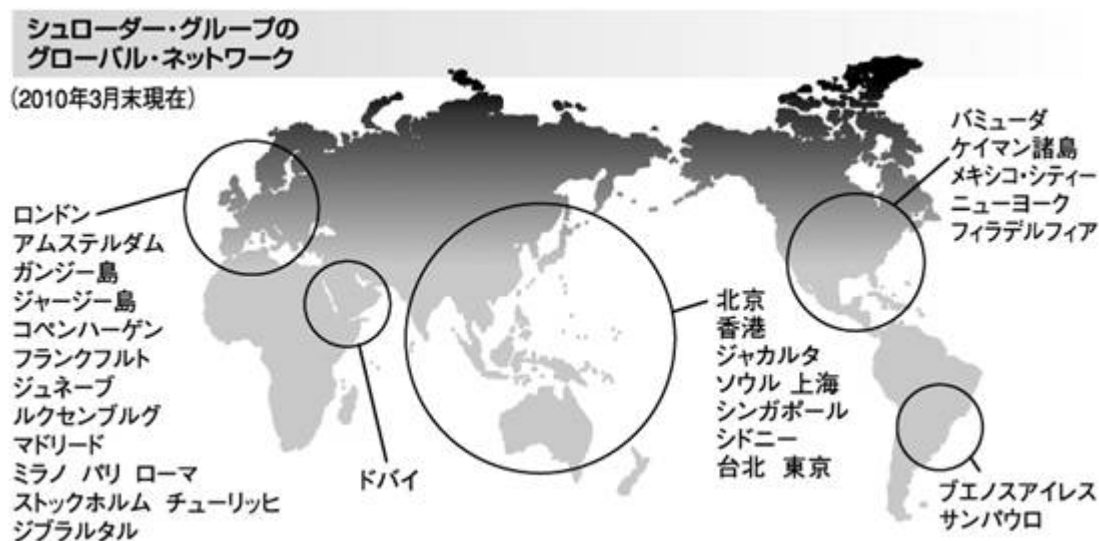
(注)シュロージャー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュロージャー・ピーエルシー傘下のシュロージャー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約23.8兆円(2010年3月末現在、1英ポンド=141.74円で換算)にのぼります。

日本では、1985年に(株)シュロージャー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュロージャー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュロージャー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュロージャーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」(100万ポンド、明治3年発行)の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後も、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュロージャー・グループの主要拠点



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<投資態度>

当ファンドは、日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レートの水準により価格（償還価格を含む。）が変動するユーロ円債を可能な限り高位に組入れます。当該ユーロ円債は、信託契約締結日から2営業日以内の条件決定日（「条件決定日」といいます。以下同じ。）において、信頼性の高い格付け機関（フィッチ・レーティングス、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ等による格付けを基準とします。）によってAA（格付け内の各段階を含む）以上と格付けされた金融機関の発行する債券です。

当ファンドは、一定条件下において円建て投資元本を確保¹しつつ、約1年後の平成21年7月8日に約20.0%（1万口当たり約2,000円）²、その後四半期毎に各回年率0.5%（1万口当たり約12.5円）²の分配を行なうことを目指します。

- 1 一定条件下における円建て投資元本の確保は、元本保証ではありません。ユーロ円債の発行体あるいは保証者が特定の日ならびに一定の条件下において約束する趣旨です。組入れたユーロ円債の発行体あるいは保証者が財政難、経営不安等により、利子および償還金を、あらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、投資元本が確保されないことがあります。
- 2 平成20年5月2日時点の試算値です。信託報酬控除後、課税前。実際の分配水準は条件決定日における日本円金利および参照為替レートの価格変動性等を参考にすることによりシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドにより決定され、決定後は変更されません。ただし、組入れたユーロ円債の発行者あるいは保証者が財政難、経営不安等により、利子および償還金を、あらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、予定された分配金が支払われないことがあります。

条件決定日に、ユーロ円債の発行体を選定します。原則として当該ユーロ円債の銘柄の入替えは行わないことを基本とし、満期償還まで保有します。ただし、組入れたユーロ円債の発行者あるいは保証者の格付が著しく悪化した場合および商品性の維持が困難とみなされる場合等には、委託者の判断で、当該ユーロ円債を全て売却することがあり、この場合、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。同様に、通貨単位の変更など為替市場に大きな変動が起こった場合、あるいは参照為替レートの算出または公表が遅延若しくは中断した場合、委託会社はユーロ円債の発行者あるいは保証者と協議の上、当該参照為替レートと同等の為替レートを代用するか、その時点において適切とみなされる措置を実施して当ファンドへの影響を最小限に留めるべく、ユーロ円債の条件を変更、または信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。この場合、ファンドの目標とする償還価額が確保されない可能性があります。

平成21年6月25日を初回とし、それ以降は各決算日の10営業日前とする年4回の四半期毎の判定日（各現地時間）¹（「判定日」といいます。以下同じ。）に、初めて3つの参照為替レート全てが、当初の条件決定日（各現地時間）の各参考為替レートを参考水準としてシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドにより決定された償還基準レベル（「償還基準レベル」といいます。以下同じ。）以上の場合には、信託契約を解約し信託を終了させます。（「早期償還」²といいますが、ただし、平成23年6月27日の最終判定日を除きます。以下同じ。）この場合、投資元本に当該計算期間の分配金相当額を加算した額で償還します。

- 1 判定日は以下の通りです。

平成21年6月25日、平成21年9月18日、平成21年12月21日、平成22年3月24日、平成22年6月25日、平成22年9

月22日、平成22年12月21日、平成23年3月28日

最終判定日：平成23年6月27日（合計9回）

なお、新しい休業日が設定された場合には、上記判定日が見直されることがあります。

- 2 早期償還する場合、次の期以降に予定されていた分配金は支払われません。また、早期償還および満期償還時の分配金相当額は、償還価額に含まれて支払われます。

条件決定日から最終判定日までの期間（「投資期間」といいます。以下同じ。）中に早期償還しない場合、当ファンドは平成23年7月8日に満期償還を迎えます。その際の償還価額は3つの参照為替レートと各償還基準レベルを比べて算出され、原則として以下のケースが想定されます。

1. 投資期間中の3つの参照する通貨の取引日において、すべての参照為替レートが条件決定日に決定した償還基準レベルの60%以上であった場合には、償還価額は、1万口当たり10,000円（投資元本の確保）に最終計算期間の分配金相当額を加算した額を目標とします。
2. 投資期間中の3つの参照する通貨の取引日において、参照為替レートの一つでもまた一度でも当初決定した償還基準レベルの60%未満になった場合には、投資元本が確保されないことがあります。1万口当たりの償還価額は、1万×（最終判定日において設定来のパフォーマンスの最低である参照為替レート / 設定来のパフォーマンスの最低である参照為替レートの償還基準レベル）に最終計算期間の分配金相当額を加算した額を目標とします。ここでいう「パフォーマンスの最低である参照為替レート」とは、償還基準レベルと最終判定日の参照為替レートとの比較で、リターンが最も低い参照為替レートのことをいいます。

当ファンドにおいて、営業日とは、国内の休業日およびシドニー証券取引所、イスタンブール証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、英国証券取引所の休業日またはオーストラリア、トルコ、南アフリカ、ロンドンの銀行の休業日（「オーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日」といいます。以下同じ。）を除いて計算するものとします。ただし、一部解約金の支払日については、一部解約の価額が決定した日以降は、国内の休業日のみを除いて計算するものとします。

運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用指図の権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

平成20年7月10日の条件決定日に、以下の通りファンドの条件が決定されました。

1年目の分配金	27.25%
2、3年目の分配金	年率0.5%
償還基準レベル	南アフリカ・ランド 為替レート：13.9612円 トルコ・リラ 為替レート：87.9482円 豪ドル 為替レート：103.01円
ワンタッチ水準	南アフリカ・ランド 為替レート：8.3767円 トルコ・リラ 為替レート：52.7689円 豪ドル 為替レート：61.806円

<投資方針>

ファンドのしくみ

当ファンドは、一定条件下において円建て投資元本を確保しつつ、約1年後に約20.0%（信託報酬控除後、税前）、その後約2年目、3年目の各四半期毎に年率約0.5%（信託報酬控除後、税前）の分配を行なうことを目指します（2008年5月2日時点の試算値、実際の分配水準は募集期間終了後の条件決定日に決定されます）。

なお、お申込手数料が3.15%（税込み）別途かかります。

当ファンドは、日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レートの水準により価格（償還価格を含む）が変動するユーロ円債に主に投資します。

（注）ただし、投資期間中の基準価額は、この3つの参照為替レートのパフォーマンスそのものを反映するものではありません。

信託期間は約3年間（2008年7月8日～2011年7月8日）です。信託期間は最短で約1年間、最長で約3年間となります。満期償還時の償還価額は、その満期時の相場環境により変動します。3つの参照為替レートの最終判定日の水準によって、元本割れする場合があります。

早期償還とは、2009年6月25日を初回として、またそれ以降の判定日（各現地時間）に、初めて3つの参照為替レート全てが一定条件を満たす場合、償還価額（投資元本＋分配金相当額）で早期償還されることをいいます。ただし、最終判定日を除きます。

分配金確保とは、条件決定日に決定された分配金を、ユーロ円債の発行体が3つの参照為替レートの値動きに関係なく、約束された日に分配することを確約していることをいいます。

3つの参照為替レート全てが一定条件を満たす場合の投資元本の確保は、元本保証ではありません。ユーロ円債の発行体が特定の日ならびに一定の条件下において約束する趣旨です。なお、換金においては投資元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。

（ファンドが投資対象とする債券について）

ユーロ円債

海外で発行される円建て債券です。投資対象のユーロ円債は、当ファンドの設定時において信頼性の高い格付け機関（Fitch、S&P、Moody's等）によってAA（格付け内の各段階を含む）以上と格付けされた金融機関の発行する債券です。

発行体の選定方法

ファンド設定後2営業日以内の条件決定日に、ユーロ円債の発行体を選定します。その際、独立系資産運用会社である当該運用の委託先では、複数社を招き競争入札することで、信用力を含めファンドにとって最も有利な条件であると判断した発行体を設定します。この際、独立系であるシュローダーではグループ会社が競争入札に入ることはないことが大きな強みとなっています。

1. ファンドの特長

分配金の確保

第1回目の分配金は、1万口（＝当初1万円）当り、2009年7月8日に約2,000円（税前）を目指しております。それ以降、第2回目から第9回目の分配金は年4回（3ヵ月毎）各回約12.5円（税前）を目指しております。

（注1）分配金は、募集期間終了後、条件決定日における日本円金利および参照為替レートの価格変動性等を参考にすることにより決定され、決定後は変更されません。（上記分配金（予定）は2008年5月2日の試算値）

（注2）早期償還する場合、次の期以降に予定されていた分配金は支払われません。また、早期償還および満期償還時の分配金相当額は、償還価額に含まれて支払われます。

分配金は、2009年7月8日を初回とし、それ以降年4回（3ヵ月毎）の各決算日から起算して、原則として5営業日目までにお支払いを開始いたします。ただし、ファンド設定日から2009年7月8日以前の決算日には分配を行いません。

一定条件下での投資元本の確保

満期償還の場合、条件決定日から最終判定日の期間(投資期間といいますが、以下同じ。)の3つの参照する通貨の取引日においてすべての参照為替レートが条件決定日に決定した償還基準レベルの60%以上であった場合、投資対象とするユーロ円債の発行体により円建て投資元本が確保される仕組みです。

なお、その条件以外では、元本割れすることがあります。また、換金の場合には、投資期間中の3つの参照為替レート全てがワンタッチ水準以上の場合でも、投資元本は確保されず、換金価額決定日の時価での換金となります。

期間は最長3年、早期償還あり

2009年6月25日を初回とし、それ以降年4回(3ヵ月毎)の判定日に、日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レート全てが各参照為替レートの償還基準レベル以上の場合、償還価額(投資元本+分配金相当額)で早期償還することを目指します。ただし、最終判定日を除きます。

<用語の解説>

条件決定日

ファンドによる投資が全てなされた後の設定後2営業日以内に「償還基準レベル」、「ワンタッチ水準」、「目標とする分配金」および「ユーロ円債の発行体」を決定し、決定後は変更されません。

償還基準レベル

募集期間終了後、条件決定日(各現地時間)における参照為替レートの水準を参考にすることにより、決定されます。

ワンタッチ水準

それぞれの参照為替レートの償還基準レベルの60%をワンタッチ水準とします。

目標とする分配金(予定)

募集期間終了後、条件決定日(各現地時間)における日本円金利および参照為替レートの価格変動性等を参考にすることにより、決定されます。

判定日

原則決算日の10営業日前

1回目の判定日：条件決定日(各現地時間)から約1年後(2009年6月25日)

2回目以降の判定日：2009年9月18日、12月21日、2010年3月24日、6月25日、9月22日、12月21日、2011年3月28日、最終判定日2011年6月27日(合計9回)

なお、新しい休業日が設定された場合、上記判定日が見直されることがあります。

判定日における各参照為替レート

欧州中央銀行(ECB)が当日発表する為替レート

判定日当日のロンドン時間13時15分頃にロイター・ページ ECB37で発表

1豪ドルあたり円レート = 1ユーロあたり円レート ÷ 1ユーロあたり豪ドル・レート

1トルコ・リラあたり円レート = 1ユーロあたり円レート ÷ 1ユーロあたりトルコ・リラ・レート

1南アフリカ・ランドあたり円レート = 1ユーロあたり円レート ÷ 1ユーロあたり南アフリカ・ランド・レート

参照為替レートの変化率

(判定日における各参照為替レート - 各償還基準レベル) ÷ 各償還基準レベル × 100%

満期償還時の最終評価における投資期間

条件決定日から最終評価日までの期間。(「投資期間」といいます。)

営業日とは、国内の休業日およびオーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日を除いて計算するものとします。

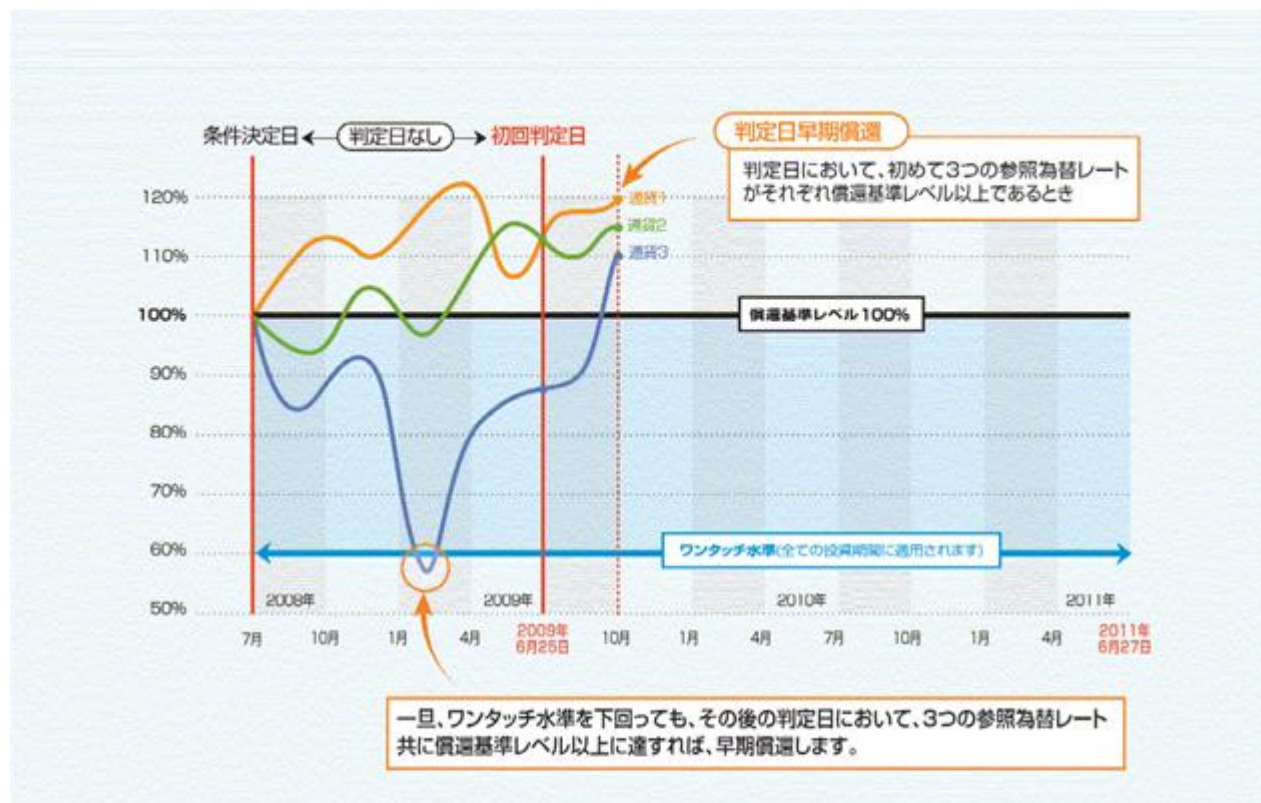
2. 早期償還

3つの参照為替レートが共に各償還基準レベル以上の場合、早期償還します。

2009年6月25日を初回とし、それ以降年4回（3ヵ月毎）の判定日に、初めて日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レート全てが各参照為替レートの償還基準レベル以上の場合、償還価額（投資元本 + 分配金相当額）で早期償還されます。

別途お支払いいただいたお申込手数料は投資元本には含まれません。

通貨1,2,3は条件決定日に決定した償還基準レベルを100として指数化。当チャートはあくまでも凡例として示すものであり、当該ファンドの実際のパフォーマンスを示すものではありません。また、推定、予測、経済・市場見通しは当ファンドの将来のパフォーマンスを保証するものではありません。



分配・償還(例:投資元本100万円の場合、予定、信託報酬控除後、税前)

時期	2008年 10月	2009年 1月	2009年 4月	2009年 7月8日	2009年 10月	2010年 1月	2010年 4月	2010年 7月	2010年 10月	2011年 1月	2011年 4月	2011年 7月8日
分配金	-	-	-	約20万円	約1,250円							
												+償還元本100万円
	約20万円+約1,250円= 約201,250円(累積分配金相当額)											
	累計受取総額 約1,201,250円											

約1年3ヶ月間でトータルリターンは約20.125%(予定、税前)(年率約16.10%)*

*正式な分配水準は条件決定日に決定されます。また、別途お申込手数料が3.15%(税込)がかかります(投資元本100万円の場合、3.15万円)。

早期償還に関する留意点

判定日（各現地時間）にこの3つの参照為替レート全てが各参照為替レートの償還基準レベルに達しなければ、早期償還とはなりません。
償還時の分配金相当額は、償還価額に含まれます。

3．満期償還

満期償還価額は、満期償還時の相場環境によって変動します。

投資期間中に早期償還しない場合、当ファンドは2011年7月8日に満期償還を迎えます。

その際の償還価額は3つの参照為替レートと各償還基準レベルを比べて算出され、原則として以下の2つのケースが想定されます。

ケース

投資期間中の3つの参照する通貨の取引日において、すべての参照為替レートが当初決定した償還基準レベルの**60%以上**であった場合

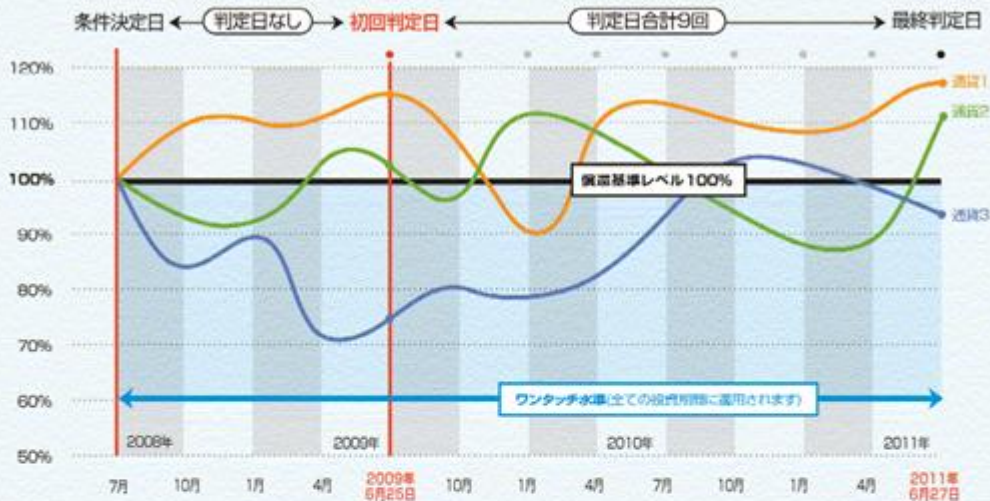


償還価額
(投資元本 + 分配金相当額)

通貨1, 2, 3は条件決定日に決定した償還基準レベルを100として指数化。当チャートはあくまでも凡例として示すものであり、当該ファンドの実際のパフォーマンスを示すものではありません。また、推定、予測、経済・市場見通しは当ファンドの将来のパフォーマンスを保証するものではありません。

別途お支払いいただいたお申込手数料は投資元本には含まれません。

ケース① 3年後にファンドは満期償還となり、償還金(投資元本+分配金相当額)の支払いを目指します。



分配・償還(例:投資元本100万円の場合、予定、信託報酬控除後、税前)

時期	2008年 10月	2009年 1月	2009年 4月	2009年 7月8日	2010年 10月	2010年 1月	2010年 4月	2010年 7月	2010年 10月	2011年 1月	2011年 4月	2011年 7月8日
分配金	-	-	-	約20万円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円 +償還元本100万円

約20万円+(約1,250円×8回)=約210,000円(累積分配金相当額)※

累計受取総額 約1,210,000円※

約3年間でトータルリターンは約21.00%(予定、税前)(年率約7.00%)※

※正式な分配水準は条件決定日に決定されます。また、別途お申込手数料が3.15%(税込)がかかります(投資元本100万円の場合、3.15万円)。

ケース

投資期間中の3つの参照する通貨の取引日において、参照為替レートの一つでもまた一度でも当初決定した償還基準レベルの**60%未満**になった場合



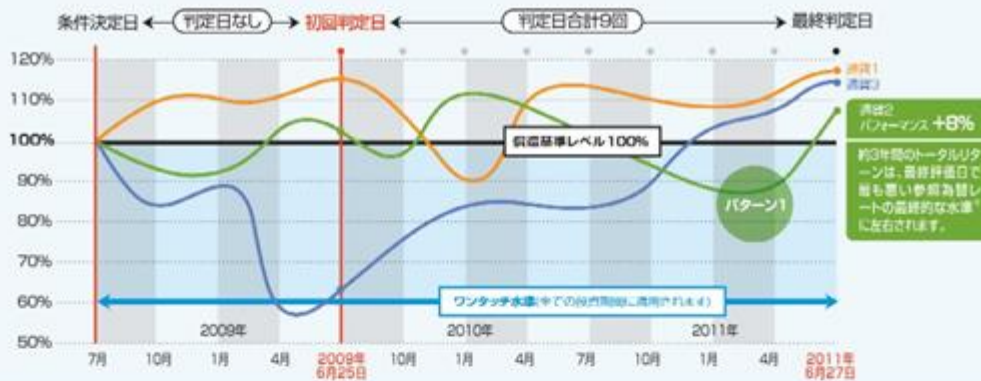
相場水準に応じた償還価額
(分配金相当額を含む)

通貨1,2,3は条件決定日に決定した償還基準レベルを100として指数化。当チャートはあくまでも凡例として示すものであり、当該ファンドの実際のパフォーマンスを示すものではありません。また、推定、予測、経済・市場見通しは当ファンドの将来のパフォーマンスを保証するものではありません。

別途お支払いいただいたお申込手数料は投資元本には含まれません。

ケース② 3年後に、最も悪い参照為替レートの最終的な水準のリターンにより満期償還されます。

パターン1



分配・償還(例:投資元本100万円の場合、予定、信託報酬控除後、税前)

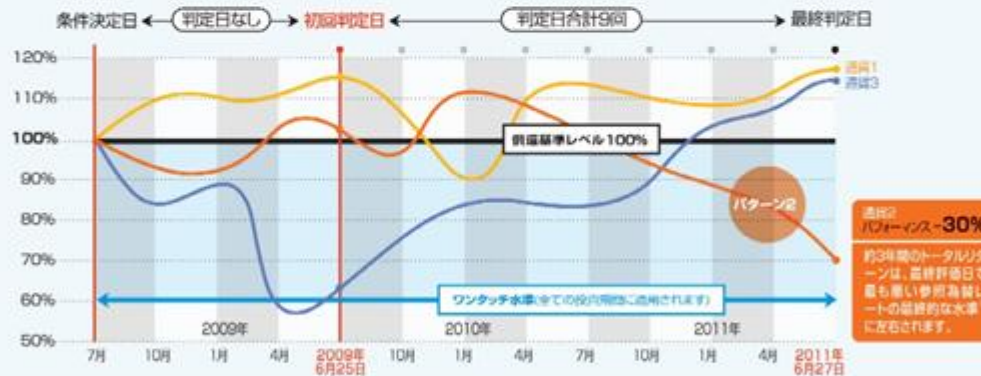
2008年	2009年			2010年			2011年		2011年				
時期	10月	1月	4月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月8日		
分配金	-	-	-	約20万円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	+償還108万円

約20万円+(約1,250円×8回)+約8万円=約290,000円(累積分配金相当額+差益) ※ 累計受取総額 約1,290,000円 ※

約3年間でトータルリターンは約29.0%(予定、税前)(年率約9.67%)

※正式な分配水準は条件決定日に決定されます。また、別途お申込手数料が3.15%(税込)がかかります(投資元本100万円の場合、3.15万円)。

パターン2 元本割れのケース



分配・償還(例:投資元本100万円の場合、予定、信託報酬控除後、税前)

2008年	2009年			2010年			2011年		2011年			
時期	10月	1月	4月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月8日	
分配金	-	-	-	約20万円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	約1,250円	+償還70万円

約20万円+(約1,250円×8回)-約30万円=約-90,000円(累積分配金相当額+差損) ※ 累計受取総額 約910,000円 ※

約3年間でトータルリターンは約-9.0%(予定、税前)(年率約-3.00%)

※正式な分配水準は条件決定日に決定されます。また、別途お申込手数料が3.15%(税込)がかかります(投資元本100万円の場合、3.15万円)。

満期償還に関する留意点

当ファンドの償還価額は、3つの参照為替レートのいずれか、あるいは全てが大幅に通貨高となった場合、その参照する通貨の通貨高メリットの一部を享受できないことがあります。最終評価日における最も悪い参照為替レート的水準によっては、投資元本を下回る(元本割れする)ことがあります。

償還時の分配金相当額は、償還価額に含まれます。

4. 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用指図の権限を委託します。

ファンドの実質的な運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドのストラ

クチャード・チームが担当します。当運用チームはアジア地域を中心に約120本のストラクチャード商品を管理しており、その運用総額は約1兆1,860億円に上ります。(2007年末時点)

シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド(所在地:ロンドン)は、シュロージャー・グループ^(注)の英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

平成20年7月10日の条件決定日に、以下の通りファンドの条件が決定されました。

1年目の分配金	27.25%
2、3年目の分配金	年率0.5%
償還基準レベル	南アフリカ・ランド 為替レート：13.9612円 トルコ・リラ 為替レート：87.9482円 豪ドル 為替レート：103.01円
ワンタッチ水準	南アフリカ・ランド 為替レート：8.3767円 トルコ・リラ 為替レート：52.7689円 豪ドル 為替レート：61.806円

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第14条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記(5)投資制限、および に定めるものに限りません。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

有価証券の指図範囲(運用の指図範囲等/信託約款第15条第1項)

委託者(委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

す。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券及び12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第15条第2項)

委託者は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、公社債の空売りの指図、公社債の借入れの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入を行うことができます。（詳細は後記「(5)投資制限」をご参照ください。）

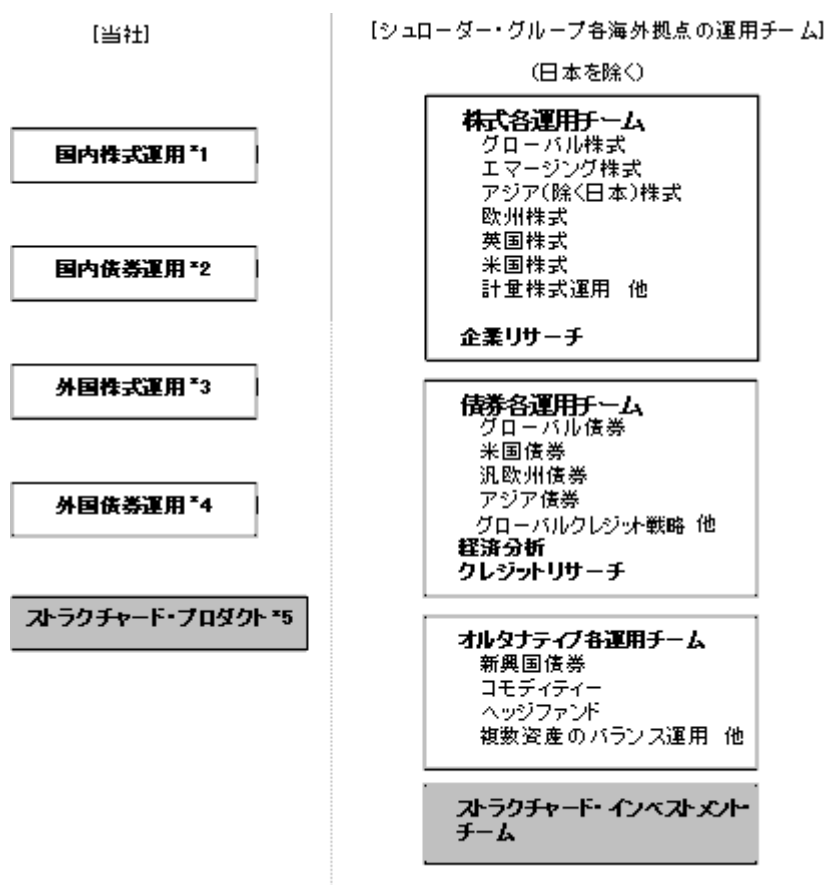
(3) 【運用体制】

運用体制

シュローダー証券投信投資顧問の運用部（ストラクチャード・プロダクト担当）がファンドの運用を行います。

なお、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドにその運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、「投資運用業務に係る業務運用規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体の運用体制を示しています。）で臨みます。



*1国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*3外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*5 ストラクチャード・プロダクトの運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、上記の運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（平成21年7月8日以降の毎年1月、4月、7月、10月の各8日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。（第1期決算日は平成20年10月8日となります。）

1. 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
2. 分配金額は、委託会社が設定当初に定める目標分配額を参考に、委託会社が条件決定日に組入れるユーロ円債の利払条件等を基に各期において目標とする分配額を定めます。
3. 収益に充てず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

営業日とは、国内の休業日および南アフリカ、トルコ、オーストラリアまたはロンドンの休業日を除いて計算するものとします。

（ご参考）

当ファンドは、一定条件下において円建て投資元本を確保しつつ、約1年後の平成21年7月8日に約20.0%（1万口当たり約2,000円）、その後四半期毎に各回年率0.5%（1万口当たり約12.5円）の分配を行なうことを目指します。

ただし、早期償還となった場合は、次の期以降に予定されていた分配金は支払われません。

平成20年5月2日時点の試算値です。信託報酬控除後、課税前。実際の分配水準は条件決定日における日本円金利及び参照為替レートの価格変動性等を参考にすることによりシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドにより決定され、決定後は変更されません。ただし、組入れたユーロ円債の発行者あるいは保証者が財

政難、経営不安等により、利子および償還金を、あらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、予定された分配金が支払われないことがあります。

平成20年7月10日の条件決定日に、以下の通りファンドの条件が決定されました。

1年目の分配金	27.25%
2、3年目の分配金	年率0.5%
償還基準レベル	南アフリカ・ランド 為替レート：13.9612円 トルコ・リラ 為替レート：87.9482円 豪ドル 為替レート：103.01円
ワンタッチ水準	南アフリカ・ランド 為替レート：8.3767円 トルコ・リラ 為替レート：52.7689円 豪ドル 為替レート：61.806円

(5) 【投資制限】

<約款で定める投資制限>

ユーロ円債への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

ユーロ円債への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には、原則として制限を設けません。

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（信託約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場(上場予定も含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲(信託約款第21条)

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売りつけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 1. の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の(イ)から(ハ)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券

先物取引等の運用指図(信託約款第22条)

1. 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)、有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(信託約款第23条)

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(信託約款第24条)

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

クレジットデリバティブ取引の運用指図(信託約款第25条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第26条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）、（ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
（イ）株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
（ロ）公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記（イ）、（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第27条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第30条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(信託約款第36条)

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができるものとします。
2. 委託者は1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
3. 委託者は1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
4. 上記1.に定める資金借入れ額は、次の各号にあげる範囲内の額とします。
 - (イ) 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 - (ロ) かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
6. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは主に日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レートの水準に応じて償還価格等が決定されるユーロ円債を投資対象としますので、ユーロ円債の価格下落や、ユーロ円債の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また満期償還時においては、3つの参照為替レートのうち、最もパフォーマンスが悪い参照為替レートの最終的な水準によっては、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドは、全信託期間（満期償還または早期償還）にわたってご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求などには適しておりません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではありません、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご注意ください。

(1) 為替リスク

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが円高の方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

(2) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

(3) 価格変動リスク

ファンドが投資を行うユーロ円債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入れたユーロ円債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

また、ユーロ円債の償還条件は、3つの参照為替レートの水準に応じて決定されるため、ユーロ円債は3つの参照為替レートの変化や金利の変化、その他の要因により変動します。

(4) 信用リスク

ファンドが投資を行うユーロ円債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利子および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利子および償還金が支払われないこともあります）。

(5) 銘柄集中リスク

ファンドは原則として設定時に投資対象とするユーロ円債を高位に組入れ、満期償還まで保有します。このため、複数銘柄に分散された場合に比べて、1銘柄が及ぼす基準価額への影響が大きくなる場合があります。

(6) その他のリスクおよび留意点

- ・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

- ・目標とする分配金(予定)に関する留意点

本書に記載された分配金の水準は、平成20年5月2日時点における予測です。目標とする分配金(予定)は、募集期間終了後、別途定める条件決定日における日本円金利および参照為替レートの価格変動性等を参考にして決定されますので、本書記載の数値を上回る/下回る場合があります。募集期間終了後はお申込の取消ができません。なお、ユーロ円債の発行体が財政難、経営不安等により、利子および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなる事が予想される場合には、予定された分配金が支払われないことがあります。

- ・参照為替レートに関する留意点

通貨単位の変更など為替市場に大きな変動が起こった場合、あるいは参照為替レートの算出または公表が遅延若しくは中断した場合、委託会社はユーロ円債の発行体と協議の上、当該参照為替レートにつき妥当と思われる調整を行うことがあります。その際、当ファンドへの影響を最小限に留めるべく、ユーロ円債の条件を変更、または信託を終了することがあります。

- ・換金に関する留意点

1. ファンドは原則として、平成21年7月の第2木曜日を初回としてそれ以降の毎週木曜日(当該日が休業日の場合は翌営業日)毎の換金を除き、償還日まで換金できません。また、換金の際、換金価額はお客様が受け取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。
2. 信託期間中のオーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドン休業日の場合には、換金の申込みを受け付けません。
3. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件当たり10億円を超える換金の申込みは行えません。

- ・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中で信託を終了させる場合があります。

- ・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、一部解約の実行の請求の申込みの受け付けを中止すること、あるいはすでに受け付けた当該申込みの受け付けを取り消すことがあります。

- ・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

(7) リスク管理

・運用リスク管理

運用指図の権限を委託しているシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドにおいて、ストラクチャード・インベストメント・チームがリスク管理を行っています。ストラクチャード・インベストメント・チームは、1990年より定量、市場と法律的な専門知識を駆使し、デリバティブ商品を使用したポートフォリオのリスク管理を専門に行う経験豊富な金融エンジニアから構成され、社内および社外のリスクモデルを採用することにより投資リスクを管理・コントロールして顧客のニーズにあった投資商品を提供しております。

また、チームは、業務上直面した様々なリスクについて、グループ・リスク部やコンプライアンス部、内部監査部といった他部署と連携して業務を行うモニタリングと報告を行う担当者を設置しています。

・内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

・内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

・外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュロージャー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュロージャー本社の監査部が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準)をいいます。

4 【手数料等及び税金】

投資家の皆様には、お申込時から換金時または償還時までの間、次のような費用および税金をご負担いただくことになります。

お申込時・収益分配時・換金時・償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込時	申込手数料	販売会社が定める3.15% (税抜3.00%) 以内の率 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
収益分配時	所得税および地方税	合計10%
換金時 ^(注1) (解約請求)	所得税および地方税	詳しくは、後記<課税上の取扱い>をご覧ください。
償還時	所得税および地方税	

(注1) 換金手数料はかかりません。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金						
毎日	信託報酬等	純資産総額に対して、1年目(平成20年7月8日から平成21年7月8日まで)に年率2.5515% (税抜2.430%)、2年目以降(平成21年7月9日以降)は年率0.6615% (税抜0.630%) を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社への配分は次の通りとします。 <1年目：平成20年7月8日から平成21年7月8日まで>						
		配分(年率)						
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.260% (税抜1.200%)</td> <td style="text-align: center;">1.260% (税抜1.200%)</td> <td style="text-align: center;">0.0315% (税抜0.0300%)</td> </tr> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	1.260% (税抜1.200%)	1.260% (税抜1.200%)	0.0315% (税抜0.0300%)
		委託会社	販売会社	受託会社				
1.260% (税抜1.200%)	1.260% (税抜1.200%)	0.0315% (税抜0.0300%)						
<2年目以降：平成21年7月9日以降>								
		配分(年率)						
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.315% (税抜0.300%)</td> <td style="text-align: center;">0.315% (税抜0.300%)</td> <td style="text-align: center;">0.0315% (税抜0.0300%)</td> </tr> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.315% (税抜0.300%)	0.315% (税抜0.300%)	0.0315% (税抜0.0300%)
委託会社	販売会社	受託会社						
0.315% (税抜0.300%)	0.315% (税抜0.300%)	0.0315% (税抜0.0300%)						
		毎計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社の配分には、投資顧問会社に対する報酬(委託会社の報酬に対し50%以内)が含まれます。						
	信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.0525% (税抜0.0500%) 以内 ^(注2)						

(注2) 信託事務の諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。ファンド監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書の作成・印刷・交付費用、有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用、信託約款の作成・印刷・届出費用、運用報告書の作成・印刷・交付費用、公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用、投信振替制度に係る費用および手数料等。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.0525% (税抜0.0500%) を上限としてこれを変更することができます。

上記のほか、売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に関する費用等を信託財産でご負担いただきます。(これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)

お客様にご負担いただく費用の総額は、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

上記の税率は、平成22年7月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、買付金額(1口当たり1円)に、販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込代金は、買付価額に申込手数料(消費税等相当額を含む)を加算した金額です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

純資産総額に対して、1年目(平成20年7月8日から平成21年7月8日まで)に年率2.5515%(税抜2.430%)、2年目以降(平成21年7月9日以降)は年率0.6615%(税抜0.630%)を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社への配分は次の通りとします。なお、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。(表中の数値は年率表示、括弧内は税抜表示)

	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1年目 (平成20年7月8日から平成21年7月8日まで)	2.5515% (2.430%)	1.260% (1.200%)	1.260% (1.200%)	0.0315% (0.0300%)
2年目以降 (平成21年7月9日以降)	0.6615% (0.630%)	0.315% (0.300%)	0.315% (0.300%)	0.0315% (0.0300%)

委託会社の配分には、投資顧問会社に対する報酬(委託会社の報酬に対し50%以内)が含まれます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
- 外貨建資産の保管等費用
- 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
- その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。
 - ファンド監査費用
 - 法律顧問・税務顧問への報酬
 - 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 - 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 - 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・ 解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と元本額が一致する場合には元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また選択により、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限り、）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

上記の税率は、平成22年7月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年7月末現在)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率 (%)
社債券	フランス	1,859,495,556	98.2
コール・ローン、金銭信託、その他(負債控除後)	-	34,893,991	1.8
合計(純資産総額)	-	1,894,389,547	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年7月末現在)

銘柄名	クーポン (%)	償還日 (年月日)	種類	国名	額面総額	簿価(円)		評価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
BNP FXN 27.25 07/08/2011 CORP	0.5	2011/7/8	社債券	フランス	3,105,370,000	97.10	3,015,314,270	59.88	1,859,495,556	98.2

種類	投資比率(%)
社債券	98.2
合計	98.2

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
平成20年7月8日(設定日)	4,233,754,733	-	10,000	-
第1特定期間				
平成20年10月8日(第1期)	3,833,289,926	3,833,289,926	9,053	9,053
平成21年1月8日(第2期)	3,772,289,951	3,772,289,951	8,909	8,909
第2特定期間				
平成21年4月8日(第3期)	3,676,272,096	3,676,272,096	8,683	8,683
平成21年7月8日(第4期)	2,865,009,078	4,018,789,356	6,767	9,492
第3特定期間				
平成21年10月8日(第5期)	2,353,134,363	2,358,078,941	5,949	5,962
平成22年1月8日(第6期)	2,279,157,542	2,283,749,505	6,204	6,217
第4特定期間				
平成22年4月8日(第7期)	2,194,796,651	2,199,031,635	6,478	6,491
平成22年7月8日(第8期)	1,870,887,652	1,874,827,151	5,936	5,949
平成21年7月末	2,452,142,303	-	5,856	-
平成21年8月末	2,464,131,450	-	5,990	-
平成21年9月末	2,302,975,027	-	5,812	-
平成21年10月末	2,341,798,477	-	6,177	-
平成21年11月末	2,198,496,211	-	5,890	-
平成21年12月末	2,199,161,512	-	5,955	-

平成22年1月末	2,227,033,007	-	6,150	-
平成22年2月末	2,163,833,562	-	6,086	-
平成22年3月末	2,143,355,641	-	6,302	-
平成22年4月末	2,231,680,180	-	6,733	-
平成22年5月末	1,930,338,937	-	5,958	-
平成22年6月末	1,906,538,505	-	5,997	-
平成22年7月末	1,894,389,547	-	6,100	-

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	0
第2期	0
第3期	0
第4期	2,725
第5期	12.5
第6期	12.5
第7期	12.5
第8期	12.5

【収益率の推移】

計算期間	収益率(分配金込み)(%)
第1期	9.5
第2期	1.6
第3期	2.5
第4期	9.3
第5期	11.9
第6期	4.5
第7期	4.6
第8期	8.2

(注) 収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から前計算期末の基準価額(分配落ちの額)を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	4,234,056,069	0
第2期	0	0
第3期	0	0
第4期	0	0
第5期	0	278,393,306
第6期	0	282,092,016
第7期	0	285,583,320
第8期	0	236,387,966

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

< 買付申込の受付け >

平成20年6月16日から平成20年7月7日まで。

販売会社の営業時間内に申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

< 買付価額と申込代金 >

買付価額は、1口当たり1円とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含む）を加算した金額となります

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、設定日（平成20年7月8日）に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金(解約)手続等】

<一部解約(解約請求)>

設定後約1年間(平成21年7月の第2木曜日の前営業日まで)は、特別な場合を除いて換金できません。

一部解約の申込みの受け付けは、原則として、平成21年7月の第2木曜日以降における毎週木曜日(当該日が休業日の場合には、翌営業日)の午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の申込日がシドニー証券取引所、イスタンブール証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、英国証券取引所の休業日またはオーストラリア、トルコ、南アフリカ、ロンドンの銀行の休業日(以下「オーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日」といいます。)に該当する場合には、当該一部解約の申込みを受け付けません。

受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件当たり10億円を超える換金の申込みは行えません。

<換金価額>

換金価額は、一部解約の申込日から起算して5営業日目(「換金価額決定日」といいます。以下同じ。)の基準価額とします。

換金代金は、原則として、換金価額決定日から起算して7営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

<換金の申込単位>

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<特別な事由による換金>

受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等)は、次の事由により、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。当該一部解約の実行の請求は、原則として、毎週木曜日(当該木曜日が休業日の場合には、翌営業日)に行うものとします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

<振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録>

換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

ただし、受益証券をお手許で保有されている場合には、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

営業日とは、国内の休業日およびオーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日を除いて計算するものとします。なお、一部解約金の支払日については、換金価額決定日以降は、国内の休業日のみを除いて計算するものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^(注)して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(注) ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として以下のいずれかから入手した価額で評価 ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。） ・価格情報会社の提供する価額

上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成20年7月8日（当初信託設定日）より平成23年7月8日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月9日から4月8日、4月9日から7月8日、7月9日から10月8日および10月9日から翌年1月8日までとします。ただし、第1計算期間については平成20年7月8日から平成20年10月8日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

営業日とは、国内の休業日およびオーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日を除いて計算するものとします。

(5) 【その他】

1. ファンドの償還条項と信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

(ロ) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

- (ハ) 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象である円建債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券を全て売却した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます
- (ニ) 委託会社は、平成21年6月25日を初回とし、それ以降年4回(3ヵ月毎)の判定日に、初めて日本円に対する豪ドル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドの3つの参照為替レート全てが各参為替レートの償還基準レベル以上の場合、この信託契約を解約し、信託を終了させます
- (ホ) 上記(イ)から(ハ)の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、上記(イ)から(ハ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ヘ) 上記(ホ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項(ホ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ト) 上記(ホ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (チ) 上記(ホ)から(ト)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ホ)から(ト)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (リ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ヌ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「3. 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ル) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」)をいいます。

以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「3. 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項((イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 上記(ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) 上記(ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 上記(イ)から(ヘ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (チ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ト)までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」(同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。)の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、取扱販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日より起算して5営業日以内)から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。なお、3.に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
2. 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
3. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、

受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

営業日とは、国内の休業日およびオーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日を除いて計算するものとします。

償還金に対する請求権

1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引き換えに支払われます。
2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、換金価額決定日から起算して7営業日目から受益者に支払います。
3. 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

営業日とは、国内の休業日およびオーストラリア、トルコ、南アフリカまたはロンドンの休業日を除いて計算するものとします。なお、一部解約金の支払日については、換金価額決定日以降は、国内の休業日のみを除いて計算するものとします。

買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、1 資産管理等の概要（5）その他の「1. ファンドの償還条項と信託の終了」または「3. 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

（照会先）

・シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。ただし、第3特定期間(平成21年7月9日から平成22年1月8日まで)については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第35号)の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3特定期間(平成21年7月9日から平成22年1月8日まで)及び第4特定期間(平成22年1月9日から平成22年7月8日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

円建て分配金確保型ファンド 0807

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間 (平成22年1月8日現在)	第4特定期間 (平成22年7月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,363,165	33,906,854
社債券	2,241,802,195	1,839,810,220
未収利息	11,204,419	9,638,305
その他未収収益	2,418,025	166,698
流動資産合計	2,299,787,804	1,883,522,077
資産合計	2,299,787,804	1,883,522,077
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,591,963	3,939,499
未払解約金	11,967,478	5,056,650
未払受託者報酬	179,596	160,516
未払委託者報酬	3,591,931	3,210,281
その他未払費用	299,294	267,479
流動負債合計	20,630,262	12,634,425
負債合計	20,630,262	12,634,425
純資産の部		
元本等		
元本	3,673,570,747	3,151,599,461
元本調整引当額	14,341,795	12,303,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,380,071,410	1,268,407,816
元本等合計	2,279,157,542	1,870,887,652
純資産合計	2,279,157,542	1,870,887,652
負債純資産合計	2,299,787,804	1,883,522,077

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3特定期間 (自平成21年7月9日 至平成22年1月8日)	第4特定期間 (自平成22年1月9日 至平成22年7月8日)
営業収益		
受取利息	23,279,780	19,982,337
有価証券売買等損益	256,929,773	90,111,416
その他収益	1,348,372	343,346
営業収益合計	232,301,621	69,785,733
営業費用		
受託者報酬	375,002	330,084
委託者報酬	7,499,970	6,601,619
その他費用	794,132	727,757
営業費用合計	8,669,104	7,659,460
営業利益又は営業損失()	240,970,725	77,445,193
経常利益又は経常損失()	240,970,725	77,445,193
当期純利益又は当期純損失()	240,970,725	77,445,193
期首剰余金又は期首欠損金()	1,369,046,991	1,380,071,410
剰余金増加額又は欠損金減少額	241,671,008	199,321,072
元本調整引当額	16,529,956	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	225,141,052	199,321,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,188,161	2,037,802
元本調整戻入額	2,188,161	2,037,802
分配金	9,536,541	8,174,483
期末剰余金又は期末欠損金()	1,380,071,410	1,268,407,816

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第3特定期間 自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日	第4特定期間 自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日
項 目		
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）又は価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	社債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期 別	第3特定期間 [平成22年1月8日現在]	第4特定期間 [平成22年7月8日現在]
項 目		
1. 元本設定年月日	平成20年7月8日	平成20年7月8日
設定元本額	4,234,056,069円	4,234,056,069円
期首元本額	4,234,056,069円	3,673,570,747円
元本残存率	86.7%	74.4%
2. 特定期間末日における受益権の総数	3,673,570,747口	3,151,599,461口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,394,413,205円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,280,711,809円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別	第3特定期間 自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日	第4特定期間 自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日
項 目		
1. 分配金の計算過程	<p>（平成21年7月9日から平成21年10月8日まで） 費用控除後の配当等収益（8,446,235円）が分配対象収益であり、当計算期末は4,944,578円（1万口当たり12.50円）を分配金額としております。</p> <p>（平成21年10月9日から平成22年1月8日まで） 費用控除後の配当等収益（7,103,952円）が分配対象収益であり、当計算期末は4,591,963円（1万口当たり12.50円）を分配金額としております。</p>	<p>（平成22年1月9日から平成22年4月8日まで） 計算期間末における配当等収益額（10,515,367円）から経費（3,935,595円）を控除した額（6,579,772円）に、期末の受益権口数（3,387,987,427口）を乗じて期中の平均受益権口数（3,525,898,021口）で除することにより分配可能額は6,322,413円（1万口当たり18円）であり、うち4,234,984円（1万口当たり12.50円）を分配金額としております。</p> <p>（平成22年4月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における配当等収益額（9,810,316円）から経費（3,723,865円）を控除した額（6,086,451円）に、期末の受益権口数（3,151,599,461口）を乗じて期中の平均受益権口数（3,244,514,007口）で除することにより分配可能額は5,912,150円（1万口当たり18円）であり、うち3,939,499円（1万口当たり12.50円）を分配金額としております。</p>
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50以内の額を支払っております。	同左

(追加情報)

第3特定期間 自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日	第4特定期間 自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日

前特定期間において、当ファンドは、分配金確保型であることから条件決定時に確定した分配金額として、保有社債券の受取利息全額を支払分配金に充て支払いを行いました。その結果、支払い分配金額が分配対象収益の範囲を超えた部分につきましては、前特定期間に発生した経費相当金額の元本払い戻しが行われた事となっており、当特定期間より元本調整引当額として表示しております。	第2特定期間において、当ファンドは、分配金確保型であることから条件決定時に確定した分配金額として、保有社債券の受取利息全額を支払分配金に充て支払いを行いました。その結果、支払い分配金額が分配対象収益の範囲を超えた部分につきましては、第2特定期間に発生した経費相当金額の元本払い戻しが行われた事となっており、元本調整引当額として表示しております。
-	第4特定期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第3特定期間 自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日	第4特定期間 自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日
1. 金融商品に対する取組方針	-	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	-	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	-	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門(コンプライアンス部門等)が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第3特定期間 [平成22年1月8日現在]	第4特定期間 [平成22年7月8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	-	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---	---

(有価証券に関する注記)

第3特定期間(平成22年1月8日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
社債券	2,241,802,195円	213,251,319円
合 計	2,241,802,195円	213,251,319円

第4特定期間(平成22年7月8日現在)

売買目的有価証券

種 類	当特定期間の損益に含まれた評価差額
社債券	88,640,805円
合 計	88,640,805円

(デリバティブ取引等に関する注記)

第3特定期間(自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日)

該当事項はありません。

第4特定期間(自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3特定期間(自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日)

該当事項はありません。

第4特定期間(自 平成22年1月9日 至 平成22年7月8日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項 目	期 別	第3特定期間 [平成22年1月8日現在]	第4特定期間 [平成22年7月8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		0.6204円 (6,204円)	0.5936円 (5,936円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
社債券	日本円	BNP FXN 27.25% 07/08/2011 CORP	3,160,100,000	1,839,810,220	
合 計			3,160,100,000	1,839,810,220	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年7月末現在 / 単位：円)

資産総額	1,903,710,938
負債総額	9,321,391
純資産総額(-)	1,894,389,547
発行済数量(口)	3,105,360,221
1口当たり純資産額(/)	0.6100
(1万口当たり純資産額)	(6,100)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（平成22年7月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

経営体制

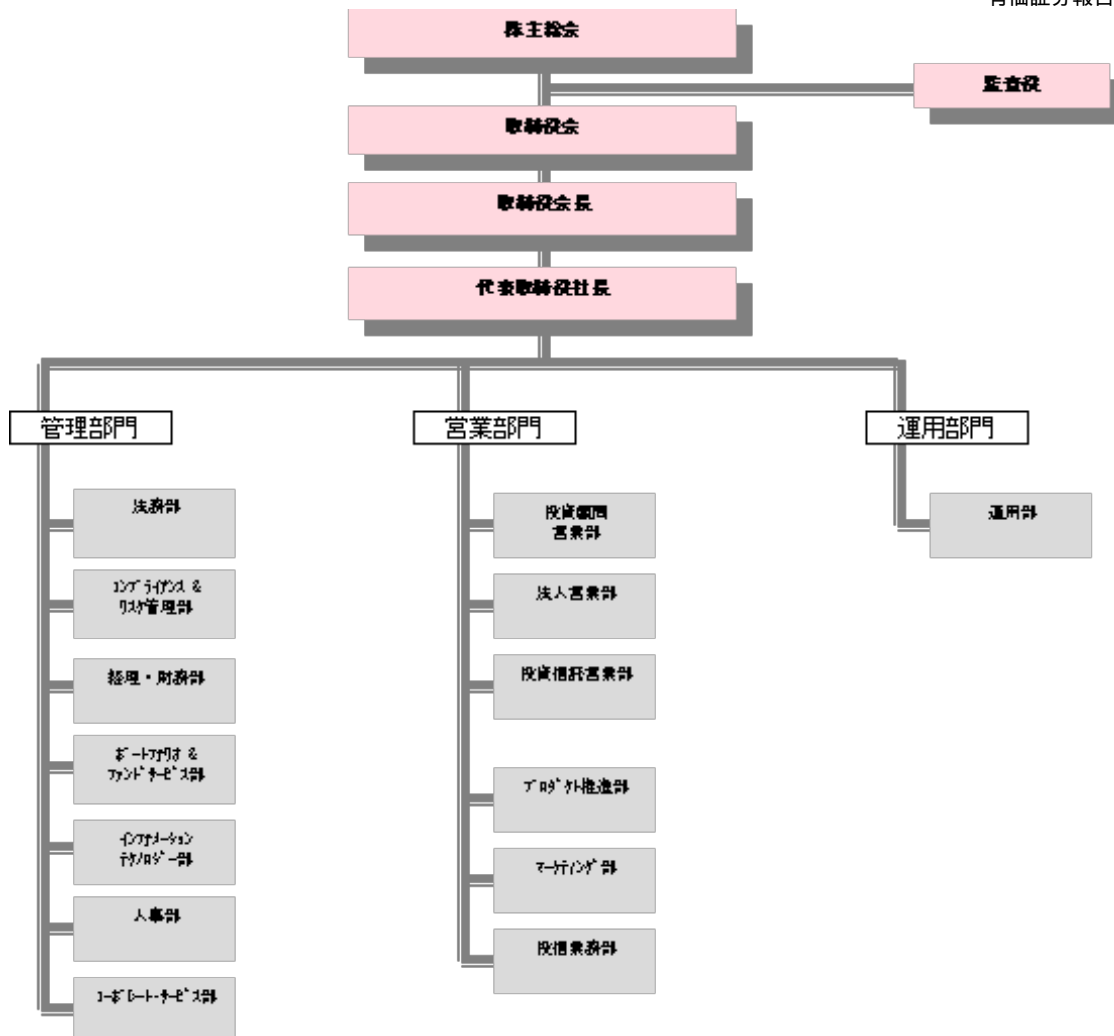
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

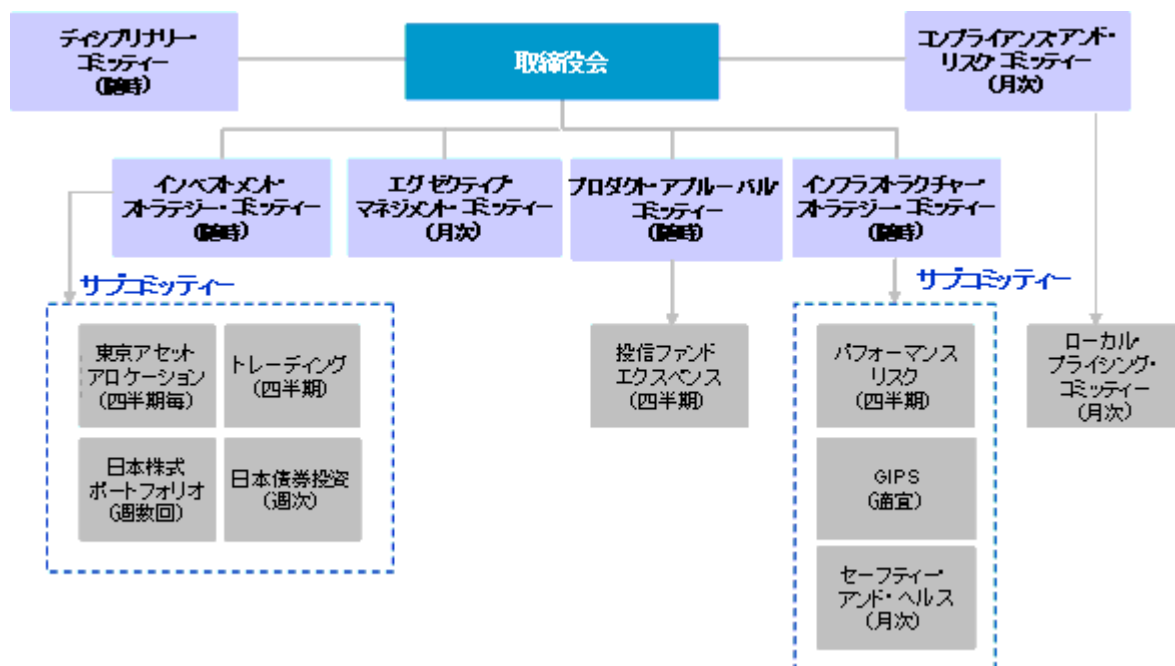
取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・ 国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・ 銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券投資サブコミッティー

- ・ 投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・ トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成22年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	5	11,628,917,224
追加型株式投資信託	60	323,419,603,026
合計	65	335,048,520,250

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第18期 (平成21年3月31日)	第19期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	6,193,111	4,745,576
立替金	510	-
前払費用	80,113	82,097
未収入金	119,162	138,812
未収委託者報酬	441,824	570,274
未収運用受託報酬	361,950	364,881
未収還付法人税等	655,717	311,724
未収還付消費税等	22,842	45,279
1年内受取予定の長期差入保証金	225,214	-
繰延税金資産	358,015	-
流動資産合計	8,458,463	6,258,646
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 41,311	70,329
器具備品(純額)	*1 50,498	52,614
有形固定資産合計	91,810	122,944
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	24,118	16,813
無形固定資産合計	27,818	20,513
投資その他の資産		
繰延税金資産	527,842	-
長期差入保証金	13,560	242,519
その他投資	1,550	950
貸倒引当金	950	950
投資その他の資産合計	542,002	242,519
固定資産合計	661,631	385,977
資産合計	9,120,095	6,644,623

(単位：千円)

	第18期 (平成21年3月31日)	第19期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	45,718	36,569
未払金		
未払収益分配金	937	937
未払償還金	14,645	22,543
未払手数料	168,331	225,816
その他未払金	1,736,144	813,722
未払費用	93,487	76,294
未払法人税等	-	3,966
1年内返済予定の長期借入金	*2 1,500,000	-
事務所移転費用引当金	221,200	-
賞与引当金	166,386	119,258
流動負債合計	3,946,852	1,299,108
固定負債		
長期未払金	24,388	16,229
長期未払費用	32,999	32,270
長期借入金	*2 -	1,500,000
退職給付引当金	597,667	653,359
役員退職慰労引当金	3,532	4,249
固定負債合計	658,588	2,206,109
負債合計	4,605,440	3,505,217
純資産の部		
株主資本		

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,524,654	2,149,405
利益剰余金合計	3,524,654	2,149,405
株主資本合計	4,514,654	3,139,405
純資産合計	4,514,654	3,139,405
負債純資産合計	9,120,095	6,644,623

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
委託者報酬	6,220,233	4,909,646
運用受託報酬	1,773,261	1,018,661
その他営業収益	1,789,952	1,450,025
営業収益計	9,783,447	7,378,334
営業費用		
支払手数料	2,678,701	2,124,496
広告宣伝費	145,118	116,791
公告費	3,888	2,813
調査費		
調査費	355,459	352,011
委託調査費	1,722,638	1,271,472
図書費	4,882	2,656
委託計算費	91,708	81,437
事務委託費	6,705	5,330
営業雑経費		
通信費	24,665	19,274
印刷費	50,143	29,403
協会費	15,610	9,525
諸会費	3,123	3,453
その他営業費用	9,279	-
営業費用計	5,111,924	4,018,665
一般管理費		
給料		
役員報酬	137,027	222,550
給料・手当	1,844,125	1,486,119
賞与	386,529	397,283
交際費	11,587	6,083
旅費交通費	58,171	27,732
租税公課	25,903	22,035
不動産賃借料	344,360	397,618
賞与引当金繰入	166,260	119,258
退職給付費用	121,628	87,568
役員退職慰労引当金繰入	5,186	1,323
法定福利費	263,051	169,083
固定資産減価償却費	48,736	50,678
諸経費	887,978	801,228
一般管理費計	4,300,549	3,788,563
営業利益（ 営業損失）	370,973	428,895
営業外収益		
受取利息	34,530	4,665
有価証券売却益	11,137	-
時効償還金	29,114	-
雑益	2,918	13,301
営業外収益計	77,700	17,967

営業外費用			
支払利息	*2	23,869	17,054
為替差損		18,250	21,909
事務処理損失		803	198
雑損失		1,817	-
営業外費用計		44,740	39,162
経常利益（ 経常損失）		403,933	450,090
特別利益			
事務所移転費用引当金戻入額	*9	-	21,263
過年度運用受託報酬	*4	109,800	-
過年度その他営業収益	*5	5,742	-
特別利益計		115,543	21,263
特別損失			
割増退職金等	*6	632,250	37,610
事務所移転費用	*7	8,500	-
事務所移転費用引当金繰入	*8	221,200	-
過年度退職給付費用	*10	-	6,916
過年度調査費	*3	20,087	-
固定資産除却損	*1	48	47,251
特別損失計		882,087	91,778
税引前当期純利益 （ 税引前当期純損失）		362,610	520,605
法人税、住民税及び事業税		530	530
過年度未払法人税等取崩益		-	31,744
過年度法人税等		311,724	-
法人税等調整額		96,723	885,857
法人税等合計		214,470	854,642
当期純利益（ 当期純損失）		148,139	1,375,248

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第18期		第19期	
	自 平成20年4月 1日	至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日	至 平成22年3月31日
株主資本				
資本金				
前期末残高		490,000		490,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		490,000		490,000
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		500,000		500,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高		3,672,793		3,524,654
当期変動額				
純利益（ 純損失）		148,139		1,375,248
当期変動額合計		148,139		1,375,248
当期末残高		3,524,654		2,149,405
株主資本合計				
前期末残高		4,662,793		4,514,654
当期変動額				
純利益（ 純損失）		148,139		1,375,248
当期変動額合計		148,139		1,375,248
当期末残高		4,514,654		3,139,405
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				

前期末残高	15,436	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,436	-
当期変動額合計	15,436	-
当期末残高	-	-

重要な会計方針

項目	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(5) 事務所移転費用引当金 当事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

(会計処理方法の変更)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>	

(表示方法の変更)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」として計上しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 平成21年3月31日現在	第19期 平成22年3月31日現在																
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">182,416千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">279,725千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	182,416千円	器具備品	279,725千円	流動負債		1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">16,965千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">130,699千円</td> </tr> </table> <p>*2 関係会社項目</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,500,000千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	16,965千円	器具備品	130,699千円	固定負債		長期借入金	1,500,000千円
建物附属設備	182,416千円																
器具備品	279,725千円																
流動負債																	
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円																
建物附属設備	16,965千円																
器具備品	130,699千円																
固定負債																	
長期借入金	1,500,000千円																

(損益計算書関係)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日										
<p>*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">48千円</td> </tr> </table> <p>*2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社への支払利息</td> <td style="text-align: right;">23,816千円</td> </tr> </table> <p>*3. 過年度調査費は、過年度の調査費の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。</p>	器具備品	48千円	関係会社への支払利息	23,816千円	<p>*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">36,303千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">10,948千円</td> </tr> </table> <p>*2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社への支払利息</td> <td style="text-align: right;">17,054千円</td> </tr> </table> <p>*9. 事務所移転費用引当金戻入額は、昨年度見積り計上しました事務所の原状回復工事費用等の過大見積り計上額を取り崩したものであります。</p>	建物附属設備	36,303千円	器具備品	10,948千円	関係会社への支払利息	17,054千円
器具備品	48千円										
関係会社への支払利息	23,816千円										
建物附属設備	36,303千円										
器具備品	10,948千円										
関係会社への支払利息	17,054千円										

*4. 過年度運用受託報酬は、過年度の運用受託報酬の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

*5. 過年度その他営業収益は、過年度のその他営業収益の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

*6. 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。

*7. 事務所移転費用には、事務所移転の事前調査に係る費用等を計上しております。

*8. 事務所移転費用引当金繰入には、従来より賃借していた事務所の原状回復工事費用等を見積り計上しております。

*10. 過年度退職給付費用は、出向者に対する過年度退職給付費用の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期事業年度 増加株式数	第18期事業年度 減少株式数	第18期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期事業年度 増加株式数	第19期事業年度 減少株式数	第19期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
改正後の財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第18期 (平成21年3月31日現在)			第19期 (平成22年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
85,137	11,205	67

第19期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,745,576	4,745,576	-
(2) 未収委託者報酬	570,274	570,274	-
(3) 未収運用受託報酬	364,881	364,881	-
資産計	5,680,731	5,680,731	-
(1) その他未払金	813,722	813,722	-
(2) 長期借入金	1,500,000	1,500,000	-
負債計	2,313,722	2,313,722	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) その他未払金

その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	4,745,576	-
未収委託者報酬	570,274	-
未収運用受託報酬	364,881	-
合計	5,680,731	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	-	1,500,000	-

合計	-	1,500,000	-
----	---	-----------	---

(退職給付関係)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 597,667千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 121,628千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 653,359千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 87,568千円 過年度退職給付費用 6,916千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

(税効果会計関係)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日																																																														
<p>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 限度超過額</td> <td>67,702</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td>466,037</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 算入限度超過額</td> <td>243,190</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td>1,437</td> </tr> <tr> <td>未確定債権債務に係る</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 為替差損益</td> <td>53,264</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,409</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>76,709</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>913,753</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未収還付事業税</td> <td>25,383</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>2,512</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td>27,895</td> </tr> <tr> <td>差引:繰延税金資産の純額</td> <td>885,857</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。</p>	繰延税金資産	千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	67,702	未払費用否認	466,037	退職給付引当金損金		算入限度超過額	243,190	役員退職慰労引当金否認	1,437	未確定債権債務に係る		為替差損益	53,264	その他	5,409	税務上の繰越欠損金	76,709	繰延税金資産合計	913,753	繰延税金負債		未収還付事業税	25,383	その他	2,512	繰延税金負債合計	27,895	差引:繰延税金資産の純額	885,857	<p>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 限度超過額</td> <td>47,979</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td>233,031</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 算入限度超過額</td> <td>265,859</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金否認</td> <td>1,729</td> </tr> <tr> <td>未確定債権債務に係る</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 為替差損益</td> <td>57,817</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>36,191</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>271,935</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>914,544</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>914,544</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>同左</p>	繰延税金資産	千円	賞与引当金損金算入		限度超過額	47,979	未払費用否認	233,031	退職給付引当金損金		算入限度超過額	265,859	役員退職慰労引当金否認	1,729	未確定債権債務に係る		為替差損益	57,817	その他	36,191	税務上の繰越欠損金	271,935	繰延税金資産小計	914,544	評価性引当額	914,544	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産	千円																																																														
賞与引当金損金算入																																																															
限度超過額	67,702																																																														
未払費用否認	466,037																																																														
退職給付引当金損金																																																															
算入限度超過額	243,190																																																														
役員退職慰労引当金否認	1,437																																																														
未確定債権債務に係る																																																															
為替差損益	53,264																																																														
その他	5,409																																																														
税務上の繰越欠損金	76,709																																																														
繰延税金資産合計	913,753																																																														
繰延税金負債																																																															
未収還付事業税	25,383																																																														
その他	2,512																																																														
繰延税金負債合計	27,895																																																														
差引:繰延税金資産の純額	885,857																																																														
繰延税金資産	千円																																																														
賞与引当金損金算入																																																															
限度超過額	47,979																																																														
未払費用否認	233,031																																																														
退職給付引当金損金																																																															
算入限度超過額	265,859																																																														
役員退職慰労引当金否認	1,729																																																														
未確定債権債務に係る																																																															
為替差損益	57,817																																																														
その他	36,191																																																														
税務上の繰越欠損金	271,935																																																														
繰延税金資産小計	914,544																																																														
評価性引当額	914,544																																																														
繰延税金資産合計	-																																																														

(関連当事者との取引)

第18期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 23,816	長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 2,802

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注1) サービス提供業務報酬の受取 (注2) 情報提供業務報酬の受取(注3) 過年度運用受託報酬の受取 (注1) 過年度情報提供業務報酬の受取(注3) 運用再委託報酬の支払 (注1) 調査費の支払(注3) 過年度調査費の支払(注3) その他営業費用の支払 (注3) 一般管理費(諸経費)の支払(注3)	千円 118,615 810,824 196,325 1,344 5,742 1,223,351 111,246 20,087 9,279 83,337	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 4,214 73,613 811,525
親会社の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注1) 過年度運用受託報酬の受取(注1)	86,906 108,456	未収運用受託報酬	101,625

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第19期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 17,054	長期 借入金 その他 未払金	千円 1,500,000 1,988

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託 報酬の受取 (注1) サービス 提供業務 報酬の受取 (注2) 情報提供 業務報酬の受 取(注3) 運用再委託 報酬の支払 (注1) 調査費の 支払(注3) 一般管理費 (諸経費) の支払(注3)	千円 52,303 527,923 154,799 901,912 130,019 47,615	未収運 用受託 報酬 未収 入金 未払金 (その他 未払金)	千円 5,700 66,379 242,261
親会社 の子会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契 約の再委任	運用受託 報酬の受取 (注1)	74,646	未収運 用受託 報酬	98,288

(注1) 各社間の投資顧問報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュロージャー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	
1株当たり純資産額	460,679円05銭	1株当たり純資産額	320,347円54銭
1株当たり当期純損失	15,116円23銭	1株当たり当期純損失	140,331円50銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純損失	148,139千円	損益計算書上の当期純損失	1,375,248千円
普通株式に係る当期純損失	148,139千円	普通株式に係る当期純損失	1,375,248千円
<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳</p>		<p>普通株式に帰属しない金額の主要な内訳</p>	
<p>該当事項はありません。</p>		<p>該当事項はありません。</p>	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
平成22年7月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 住友信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 342,037百万円（平成22年7月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円 (平成22年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
- ・ 資本金の額 7,000万英ポンド（約105.23億円、平成21年12月末現在）
（注）1英ポンド = 150.33円（平成21年12月末現在）で換算。
- ・ 事業の内容 シュロージャー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

「再信託受託会社の概要」

・ 名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・ 設立年月日	平成12年6月20日
・ 資本金の額	51,000百万円(平成22年7月末現在)
・ 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・ 銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	平成12年7月13日
・ 再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
・ 本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間（平成22年1月9日から平成22年7月8日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成22年1月18日	臨時報告書
平成22年4月 6日	有価証券報告書
平成22年4月15日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年2月24日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている円建て分配金確保型ファンド 0807の平成21年7月9日から平成22年1月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、円建て分配金確保型ファンド 0807の平成22年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月24日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている円建て分配金確保型ファンド 0807の平成22年1月9日から平成22年7月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、円建て分配金確保型ファンド 0807の平成22年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

シュロージャー証券投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュロージャー証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。